

【件名】2024年度後期用教科書申し込みについて

【ポイント】

義務教育学齢期の子女を対象とした2024年度後期用教科書(小学6年、中学部は対象外)の申し込みをご案内いたします。ご希望の方は、以下3の事項を明記の上、当館領事・警備班の電子メール(ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp)宛てに、5月22日(水)必着でご連絡ください。

【本文】

1 教科書無償配布対象となる方

当館管轄地域に在住で日本国籍を保持し、長期滞在する義務教育学齢期の子女。ただし、重国籍者であっても、日本国籍を保持する方であれば対象となります。また、永住の目的で滞在する方であっても、将来、本邦の中学校や高等学校等に進学または就労する意志を持つ場合には対象となります。

対象学年:※2024年度の小学1～5年生

小学1年生 2017年4月2日生 ～ 2018年4月1日生

小学2年生 2016年4月2日生 ～ 2017年4月1日生

小学3年生 2015年4月2日生 ～ 2016年4月1日生

小学4年生 2014年4月2日生 ～ 2015年4月1日生

小学5年生 2013年4月2日生 ～ 2014年4月1日生

※小学6年生及び中学部の後期用教科書はございません。

2 教科書無償配布対象とならない方

(1)外国籍のみを保持する方(※いわゆる日系人であっても、日本国籍を保持しない方は同様に対象外となります)

(2)永住目的で滞在する方(※将来においても本邦の中学校や高等学校等に進学または就労する意志のない方)

3 申請

後期用教科書を御希望の方は、以下の事項を明記の上、当館領事・警備班宛て電子メール(ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp)にて、5月22日(水)必着で御連絡ください。

(1)児童・生徒の氏名、

(2)児童・生徒の生年月日、

(3)希望教科書の学年(※配布は当該学年の1セットのみとなります)、

(4)連絡先(携帯電話番号およびメールアドレス)、

(5)保護者の氏名、

4 交付

本邦から当館に教科書が届き次第、当館から申請者様へ御連絡致します。その後、配布については、申請者様に当館までお越しいただきお渡しすることになります。

5 留意事項

(1) 今回の申請は、2024年度後期用教科書配布分のみであり、今後、毎年自動更新されるものではありませんので、ご注意ください(その都度、申請いただくこととなります)。

(2) 小学1～5年生分は前期・後期の年2回配布、小学6年と中学生分は前期の年1回配布となります。

(3) 本件締切日(5月22日(水))に間に合わなかった場合には、本邦からの送付等の経費を自己負担することにより配布可能となりますので、必要な方は当館領事・警備班までご相談ください。

(4) 一般の教科書ではなく、両眼の視覚障害による弱視児童生徒のみを配布対象とした「拡大教科書」(弱視児童生徒のために、検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行されているもの)又は障害の状態に合わせて作成された「特別支援学校用教科書」を御希望の方は、その旨御連絡ください。なお、右は一般の教科書との択一となり、同一の児童生徒が一度に双方の教科書の給与を受けることはできませんので、ご注意ください。

(了)